

令和3年度 第1回堺市医療的ケア児等支援連絡会議 議事概要

開催日	令和3年12月22日（水） 18：30 ～ 20：30
開催方法	オンライン（Webex）
出席者	資料1-1 令和3年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 出席者名簿 参照
事務局	堺市健康福祉局 障害福祉部 障害支援課、健康部 保健医療課 堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課、子育て支援部 幼保運営課 堺市教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課
議題	（1）医療的ケア児等コーディネーター養成研修について 資料3-1～3-3 （2）障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）について 資料4 （3）医療的ケア児等支援ワーキンググループについて 資料5-1～5-4 （4）就学前教育・保育施設等での医療的ケア児の支援に関するガイドラインについて 資料6
案件	1. 関係機関紹介
	委員及び事務局紹介
	稲垣委員より、児玉委員を推薦。他委員の異議なく、児玉委員を会長に選任 児玉委員から、稲垣委員を職務代理者に指名
案件	2. 議題
議題	議題1 医療的ケア児等コーディネーター養成研修について（資料3-1～3-3）
事務局説明	・令和3年度の医療的ケア児等コーディネーター養成研修は25名の受講生に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインで開催。アンケート結果については8割以上が有用であったと回答、7割以上が「難しい」「やや難しい」と感じていた。
委員からの意見	・受講者の多くが難しいと回答されたことについて、どの部分をそう感じたのか、次年度以降の研修の参考にするためにも読み取れるところがあれば教えてほしい。 ・受講生は受講後、どういう立場になるのか。 ⇒（事務局回答） 現時点では医療的コーディネーター（受講者）が在籍する事業所においてコーディネートをしていただくことになる。一緒に研修をした中で連携してもらい、堺市全体として医療的ケア児のコーディネートをしていけるようになることを想定している。 ・応募者数が多くなっており、できるだけ希望者数が受講できるような形を整えてほしい。 ・受講修了者を市としてどのように活用していくのかということも検討してほしい。
議題	議題2 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）について 資料4
事務局説明	障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）の概要説明。令和3年度から新たに社会医療法人ベガサスが受託者となり、学校や事業所が医療的ケア児を受け入れる場合の相談に乗ってもらえるようになった。
委員からの意見	あい・すてーしょんの活用事例について ・社会福祉法人コスモスでは、知的障害児の方が福祉サービスを利用されるまでのつなぎの支援として、例えば保育園児の保護者の方に対して法人の相談員が発達相談に乗り、しかるべき機関につなぐ、ということをしている。 ・第1もず園では、地域のこども園に通っている障害児の方への巡回指導を行っています。 ・一例一例の積み重ねを通じて活用の事例が広がっていくと良いと思う。
議題	議題3 医療的ケア児等支援ワーキンググループについて 資料5-1～5-4

事務局	(資料5-1、5-2、5-3により説明) ・今年度のワーキンググループは、医療ケア指示書の共通様式についての検討をテーマとした。
委員からの意見	・既存の書類の上乗せにならないよう、府全体あるいは府下のある程度広域的な地域における整合性がとれているものにしてほしい。 ・大阪府との調整が必要になると思われる。
議題3	医療ケア児の受け入れ及び対応に関するアンケートについて
事務局説明	(資料5-4により説明) ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスでの医療的ケア児の受入れ状況と、受入れに当たっての課題についてアンケートを行った。(回答率は81%となった。) ・受入不可の事業所の理由としては職員確保が難しいという理由が最も多かった。また、訪問看護ステーションとの連携を検討している事業所にとって、医療連携加算の分かりにくさや算定単位数の低さなど制度上の課題も指摘があった。 ・受入れ拡大がスピーディーに進むことは難しいが、一つ一つ課題に取り組み、前向きな事業所を応援する体制で臨みたい。
委員からの意見	・アンケート結果について、受入れができない理由として、医療的ケアを実施できる職員の確保が困難というものもあるが、対象となる利用者がいないというもあり、最初から利用者はいかないということかと思う。棲み分けができているということか。 ・医療的ケアにかんする相談を受ける立場の実感として、十分とは言えないが、重症心身障害や医療的ケアが必要な方に対応できる施設は増えてきており、充実してきていると感じている。 ・令和3年4月の障害福祉サービスの報酬改定も踏まえて、そのような施設が増えることを期待している。
議題	議題4 就学前教育・保育施設等での医療的ケア児の支援に関するガイドラインについて 資料6
事務局説明	資料6により説明(幼保運営課) ・原則として主治医の指示に基づいて看護師が行うこと(講習をうければ保育士等も可) ・受入れ要件は、利用者については保育の必要性として保護者の就労等介護要件等、また、児童の病状、健康状態が安定しているということなど。園については、人員配置等の体制が整えられている事。 ・対象児童は1歳児クラス以上。 ・令和4年度4月から、堺市立中央子ども園の民営化ペガサス福泉中央こども園という認定こども園が開設する。児童発達支援の重症心身障害児の事業所を併設し、医療的ケアの必要な児童も受け入れて頂いている。市としては公民問わずどの施設にもそのような児童がいて当然というような形を目指したく、広めていきたい。
委員からの意見	・医療的ケアの申込みの際、医療機関の主治医意見書をのほかに指示書については親から提出してもらおうということではないか。 ⇒(事務局回答) はい。申込みのときに出していただく意見書というのは、あくまでもその時点での現状を知るというもので、指示書は園に入ってから、その指示に基づいて看護師が医療的ケアを行うというもの。 ・福泉中央子ども園の運営法人であるペガサスでは、できるだけ親御さんの状況に応じて、具体的に受け皿をつくりたいと思っており、福泉中央子ども園について受入れ年齢は3・4・5歳と書いてありますけれども、実際は0歳から状況に応じてお受けをするつもり。 ・資料6「支援ガイドライン」第3「実施施設における医療的ケア児の生活について」1(2)③について

「実施計画」は必要書類として捉えてよいか。

⇒（事務局回答）

医療的ケアの児童は特別支援保育の対象となり、設備体制の補助をしているため、個別支援計画、個別の指導計画を提出して頂き、園を巡回して確認している。

・資料6の4ページ、「医療的ケアの内容変更については、医療的ケアで内容に変更がある場合は、改めて医療的ケア実施に関する指示書を提出」について、これは最初に提出したものと同じものを医師に作成してもらい提出をするという意味か。また、「医療的ケアが終了する場合にその書式で医療的ケアが終了することを主治医に記載していただき、施設に提出します」との記載について、主旨を確認したい。

⇒（事務局回答）

指示書について、医療的ケアをによる補助金の加算があり、医療的ケアがなくなると補助金の金額が変わることになる。その確認のため、再度提出していただきたく必要がある。また、後々医療的ケアの内容が変わることもするため、既にある指示書に追記するなど、各施設で対応していただきたい。

・医療的ケア児支援法の中で書いてありますが、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアを受けられるようにするという内容がありますが、堺市立の支援学校についてはどのような状況か。

⇒（事務局回答）

今年度、医療的ケア児は、地域の学校、支援学校含めて各学校に在籍している。在籍校には看護師を配置し、保護者の付き添いは求めている。学校と教育委員会と保護者との連携を進めている。

・登校する曜日に合わせて看護師が来ているということは、来られてない曜日には保護者が付き添わないといけないということで、これは今後改善が可能かと思う。

・医療的ケア児支援センターの設置について、堺市では予定していないのか。

⇒（事務局回答）

支援センターは都道府県の設置となっており、堺市では設置の予定はなし。大阪府と情報共有をすすめていく。